

令和7年4月21日

市政記者クラブ 様

港区保健福祉センター福祉部福祉課
担当：水野・大岡（電話 654-9690）

港区役所における個人情報が含まれる文書の誤交付について

このたび、港区保健福祉センター福祉部福祉課において、下記のとおり介護保険の認定申請にかかる介護保険資格者証及び介護保険負担割合証（以下「証書」という。）の誤交付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

令和7年4月18日、Aさんが利用している居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の職員が来所し、当該職員にAさんの証書を渡すべきところ、誤ってAさんとは関係のないBさんの証書を交付していたことが、事業所からの連絡で判明しました。

2 漏えいした個人情報

Bさんの氏名、住所、生年月日、性別、介護保険被保険者番号、利用者負担の割合

3 対応

4月18日に事業所に出向き謝罪するとともに、Bさんあての証書を回収しました。
また、Bさんについては、同日、電話にて経緯及び漏えいした個人情報について説明のうえ、謝罪しました。

4 原因

直前に介護保険システムで事務処理を行ったBさんの情報のままで証書を作成してしまいました。

また、個人情報を含む文書を交付する際は、複数の職員による確認及び受取人に対して誤りがないか確認してから交付する手順になっていましたが、徹底されておりました。

5 再発防止策

個人情報を含む文書を窓口で交付する際は、複数の職員による確認を行った後に、受取人に対して誤りがないか確認することを徹底する。

また、職員全員に対し、個人情報保護の重要性について改めて周知するとともに、再発防止について注意喚起を行いました。